

2014年10月

障害福祉ご担当課 御中

特定非営利活動法人 日本障害者センター  
理事長 吉本哲夫  
東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル 4F  
電話 03 (3207) 5621/ FAX 03 (3207) 5628

## 介護保険と障害福祉サービスの優先関係に関する アンケート調査へのご協力をお願い

日頃より患者・障害者の施策向上にご努力いただきありがとうございます。

さて、当センターでは、患者・障害者の医療・介護・福祉の向上のため、調査研究事業をすすめています。このたび、「介護保険と障害福祉サービスの優先関係に関するアンケート調査」を実施し、各市町村における運用状況を整理することで、今後の介護保険・障害福祉施策の推進資料としたいと考えています。

ご存じの通り、障害福祉サービスにおいては、障害者総合支援法第7条の「介護保険優先」規定と「一律に優先的に利用するものとはしない」適用関係通知に基づき対応されています。優先か否かの法律と通知の取り扱いによって、サービス利用や利用料負担などにおいて自治体格差が生じています。

つきましては、お忙しいなかたいへん恐縮ですが、別紙要領にて本調査にご協力いただき、同封用紙にご回答の上、**11月14日（金）まで**に当センターまでご返送くださいますようお願い申し上げます。

貴職のますますのご活躍を祈念申し上げます。

## 「調査票」ご記入上の注意

---

- ・ 同封しました「調査票」の空欄にご記入、ご回答ください。
- ・ 回答を選択する質問で複数回答可以外のものは、回答を一つ選んで○をつけて下さい。
- ・ 2014年10月現在における障害者の介護保険制度への移行に際する手続きに関して、ご回答ください。
- ・ 調査票をデータ（エクセル）でのご回答をご希望の場合は、「NPO 日本障害者センター」のホームページ（<http://shogaisha.jp/center/>）に掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。
- ・ **11月14日（金）まで**に、以下のFAX、または、Eメールにてご返信ください。

FAX 番号：03-3207-5628

E-mail : [center@shogaisha.jp](mailto:center@shogaisha.jp)

- ・ アンケート調査の集計結果をメールにてお知らせします。「調査票」に担当課のメールアドレスを必ずご記入ください。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### 本調査に対する問合せ先

特定非営利活動法人 日本障害者センター 東京都新宿区大久保 1-1-2 富士ビル 4F 電話 03 (3207) 5621/ FAX 03 (3207) 5628 E-MAIL <a href="mailto:center@shogaisha.jp">center@shogaisha.jp</a> 担当：山崎・白沢
--



問 5. 最初のお知らせは誕生日の何ヵ月前にしますか。

[            ]ヵ月前

問 6. 誕生日までに何回くらいお知らせをしますか。

[            ]回程度

問 7. お知らせに関する担当課はどこになりますか。

1. 障害福祉担当課
2. 介護保険担当課
3. その他 : 担当課を以下にご記入ください。

問 8. 65才等で介護保険の対象となっても、障害福祉サービスの上乗せ（介護保険での不足分に関する障害福祉からの追加支給）・横出し(介護保険に相当するものがないサービスに関する障害福祉からの支給)等の可能性があることを、当事者・家族に直接お知らせしていますか。

1. 介護保険に申請する方全員にお知らせしている。 ⇒問 9・10 へ
2. 上乗せ・横だし等の対象となる方にのみお知らせしている。 ⇒問 9・10 へ
3. お知らせしていない : 理由を以下にご記入ください。 ⇒問 11 へ

問 9. 「問 8 で 1 または 2 を選んだ場合」お伺いします。  
障害福祉サービスの上乗せ・横出し等のお知らせは、いつしていますか。

1. 介護保険への申請前
2. 介護保険による支援量、上乗せ・横だしの支給決定が行われた後
3. その他 : 具体的な時期をご記入ください。

問 10. 「問 8 で 1 または 2 を選んだ場合」お伺いします。  
どのようなお知らせをしていますか（複数回答可）。

1. 障害者の心身の状況に応じて介護保険サービスが一律に優先されないことについて
2. 障害福祉サービスの上乗せ支給について
3. 障害固有のサービスの横だし支給(継続利用)について
4. その他：具体的な内容を以下にご記入ください。

**【C. 障害福祉と介護保険サービスの優先関係について】**

問 11. 障害福祉サービスの利用者が 65 才等になった時の対応についてお選びください。

1. 介護保険に相当するサービスは介護保険を優先し、障害福祉独自のサービスは継続利用できる。 ⇒問 12 へ
2. 介護保険に相当するサービスであっても、障害福祉サービスの継続利用ができる。  
⇒問 14 へ
3. その他：具体的な対応を以下にご記入ください。

問 12. 「問 11 で 1 を選んだ場合」お伺いします。

介護保険の要介護区分認定によるサービス支給量では、ケアプランで必要とされる支給量を満たせない場合、何らかの基準を満たせば不足分を障害福祉サービスで上乗せしますか。

1. 上乗せする ⇒問 13 へ
2. 上乗せしない ⇒問 14 へ

**問 13. 「問 12 で 1 を選んだ場合」お伺いします。  
具体的な基準についてお選びください。**

1. ケアプランで必要とされる支給量を介護保険で満たせない場合は、要介護区分・障害支援区分の程度に関わらず、障害区分認定に基づき不足分を障害福祉サービスから支給する。
2. 自治体で定める支給基準を満たした場合、不足分を障害福祉サービスから支給する。  
⇒基準となる要介護区分と障害支援区分の等級等を以下にご記入ください。  
要介護区分 [            ]  
障害支援区分 [            ]
3. 上記以外の基準がある。  
⇒その基準を以下にご記入ください。

**問 14. 重度訪問介護は介護保険が優先されるサービスですか。**

1. 介護保険に相当する部分は優先原則が適用されるサービス ⇒問 15 へ
2. 障害福祉に固有のサービス ⇒問 16 へ

**問 15. 「問 14 で 1 を選んだ場合」お伺いします。  
重度訪問介護のどのサービスが介護保険サービスに相当しますか（複数回答可）**

1. 身体介護            2. 家事援助            3. 通院等介助            4. 日常生活に不可欠な移動支援
5. 社会参加のための移動支援            6. 見守り            7. 生活等に関する相談及び助言
8. その他 : 具体的なサービスを以下にご記入ください。

**問 16. 生活介護（通所）は介護保険が優先されるサービスですか。**

1. 介護保険に相当し、優先原則が適用されるサービス ⇒問 17 へ
2. 障害福祉に固有のサービス ⇒問 18 へ

問 17. 「問 16 で 1 を選んだ場合」お伺いします。  
生活介護に相当する介護保険サービスをお選びください（複数回答可）。

- 1. 通所介護
- 2. 予防介護 通所介護
- 3. 認知症対応型通所介護
- 4. 予防介護 認知症対応型通所介護
- 5. 介護予防 短期入所療養介護
- 6. 小規模多機能型居宅介護
- 7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護
- 8. その他：具体的なサービスを以下にご記入ください。

問 18. 横出しが認められる障害福祉固有のサービスは何ですか（複数回答可）。

- 1. 同行援護
- 2. 行動援護
- 3. 就労移行支援
- 4. 就労継続支援 A 型
- 5. 就労継続支援 B 型
- 6. 日常生活に必要な移動支援
- 7. 社会参加のための移動支援
- 8. コミュニケーション支援
- 9. 訪問入浴サービス
- 10. 日常生活用具
- 11. その他：具体的なサービスを以下にご記入ください。

問 19. 横出しをする場合、障害福祉に固有のサービスであること以外の基準はありますか。

- 1. ある ⇒問 20 へ
- 2. ない ⇒問 21 へ

問 20. 「問 19 で 1 を選んだ場合」お伺いします。  
具体的な基準をご記入ください（サービスごとに基準がある場合は全てお答えください）。





問 25. 重度訪問介護、行動援護等の国庫負担基準は介護保険の受給対象になると、引き下げられます。こうした引き下げが、障害福祉サービス継続利用の妨げになっていますか。

1. なっている      2. なっていない
3. その他 ⇒ご意見等を以下にご記入ください

問 26. いわゆる 65 才問題で障害者総合支援法と介護保険法にかかわって、貴自治体として問題とされている点および努力している点についてご記入ください。